

## 第9章 研究活動

### ◇本学における研究活動

#### 1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学では、専任教員（任期付きを除く）の個人研究費として、一律に助成する基礎研究費、学内競争的資金の性格を持つ特定課題研究費、研究に専念する期間を保証する特別研究期間及び在外研究の制度を設けている。

##### 1) 基礎研究費

基礎研究費は個人で行う学術研究を支援することを目的としており、任期付きでない専任教員全てを対象として一律に年間43万円を限度に助成する制度である。なお、新任の専任教員については、本学着任初年度に限り15万円の増額と翌年度分の基礎研究費から7万円の前倒し執行を認め、初年度執行限度額を65万円とする措置を講じている。この措置は本学における研究基盤の確立を早期に図れるよう配慮したものである。

基礎研究費の使途範囲は、図書、機械器具、消耗品の購入、手数料、旅費、謝金、諸会費と広範囲に及んでいる。助成を受ける者に対しては、当該年度のはじめまでに研究計画書を、翌年度のはじめまでに研究結果報告書を所属学部長に提出することを義務付け、計画的かつ効果的な使用を促している。

2016年度の基礎研究費対象者は619人、研究費決算額は年間約2億4,271万円である。1人あたりの基礎研究費使用額平均は約39万2千円となっていることから、一部不足しているケースがあると見られるものの、研究の水準を上げるために手当てする学内研究費の金額としては実態に即した適当な額と評価できる。

##### 2) 特定課題研究費

特定課題研究費は、専任教員が個人で行う特定の課題に係る研究を支援するために設けられている制度である。研究期間は最長2年である。

予算総額は各年度8,000万円であり、各学部・研究科（部局）の専任教員数に応じて按分配分している。2017年度採択の対象者は40人、2016年度からの継続2年目が36人であり、ともに2016年度と比較して減少している。2016年度研究実施者の研究費決算総額は約5,650万円（前年度比・約1,701万円減）となっている。

本研究費は原則として、助成を受けようとする年度の前々年度に、文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に応募していることを申請条件としている。各部局に設置している選定委員会において助成候補者を選定しており、個人が使用できる学内の競争的研究資金と位置づけている。また、科研費に応募したものの採択に至らなかった研究課題について、次への応募を支援する役割も併せ持ち、研究者の意欲的な研究活動を助成することで学外研究資金獲得へ繋げることも目的としている。なお、使途範囲は、一部の例外を除き、基礎研究費に準じている。

特定課題研究費を受ける者は、申請の際に研究計画書を学長に提出するほか、研究開始

の翌年度のはじめに教授会で研究の進捗状況を報告し、研究期間終了後に研究報告書と収支報告書を学長に提出する必要がある。さらに、2012年度以降の採択課題については、研究報告書のWeb公開を必須としている。

### 3) 特別研究期間制度及び在外研究の研究費

特別研究期間制度は、勤続5年以上の専任教員を対象に、学年はじめから1年間あるいは学年暦の前期または後期の半期において一切の授業及び校務を免除し、特定の研究課題に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成（特別研究費）を行う制度であり、その使途範囲は基礎研究費に準じることとしている。助成額は対象の教員1人につき120万円（半期の場合は60万円）である。2016年度の対象者は17人、研究費予算総額は2,040万円、決算額は約1,907万円であり、執行率は約93.5%となっていることから、研究に専念するための助成額としては適当な額と考えられる。特別研究期間中は、上記1)の基礎研究費も措置しており、さらに科学研究費による研究課題の実施も認めているため、集中的、複合的に研究を行うことができる制度となっている。

他方、在外研究は、専任教員を対象に学術の研究・調査のために一定期間外国に派遣するとともに、旅費として研究費相当額（在外研究費）を支給する制度である。教育活動や校務との関係によって選択可能な3種の期間（基準）とそれぞれに対応した額が設定されている。2016年度の本制度による渡航対象者は14名で決算総額は4,160万円であった。特別研究と同様に当該研究期間中に上記1)の基礎研究費も措置されていること、旅費として支給されているため煩雑な請求手続きが不要なことなどは、制度利用の一つの強みとなっている。

### 4) 研究旅費

研究旅費については、上記の基礎研究費、特定課題研究費、特別研究期間制度で旅費の使用を認めている。

加えて、国内の学会出張旅費を支給する制度や国外での学会会議に伴う出張旅費を助成する制度があり、本学旅費規程に基づき交通費・宿泊費・諸経費を支給している。国内の学会出張旅費は、年度内2回までの申請を認めているほか、研究発表を行う場合は回数にかかわらず当該出張旅費の申請を認めており、研究活動が活発な教員にとって大きなインセンティブとなっている。2016年度の国内学会等出張の対象者は延べ501人、旅費総額は約3,713万円、国外学会等出張の対象者は延べ117人、旅費総額は約1,637万円であった。国外が目立って低いのは、授業実施に支障をきたすことのないように長期期間や複数回の申請ができないような海外出張に関する規程内容になっていること、研究分野によっては研究活動の中心が国内にあること、等が考えられる。

### 5) 共同研究費

本学では、優れた学際的学術研究を格段に発展させるとともに、学部・大学院、研究所及び学外研究機関等との研究交流を促進し、もって研究・教育水準の一層の向上を図ることを目的として、共同研究のプロジェクトを支援する「中央大学共同研究費助成」制度を設けている。本研究費は、大型の競争的外部資金等につながる研究シーズを助成する戦略的研究費としても期待されている。2016年度には3件が採択を受けてプロジェクトを開始しているほか、2017年度には1件が採択され、継続のものを合計して7件の研究が進められている。

新規に選定されるプロジェクトの予算額は4,500万円で、研究期間は最長3年、1プロジェクトあたり原則1,000万円を上限としている。共同研究費の使途範囲は、共同研究に必要な図書・資料等の購入、旅費交通費、その他幅広い使用が可能となっている。

共同研究プロジェクトは3人以上の構成員で組織し、過半数は本学専任教員であることが条件となっている。また、任期付きの教員も研究分担者として参加することが可能な研究費である。なお、学外機関所属の研究者の参加があるプロジェクトについては共同研究契約を機関間で締結することを求め、権利義務関係を明確にしている。

学内競争的研究資金としての性格上、選考等の審査、実績等の評価を行うために全学的な審査委員会を組織している。審査委員会においては、年度毎にプロジェクトから提出される研究実績報告書の実績評価も実施しており、「研究計画」の進捗状況、進捗が思わしくない場合の対応状況、得られた成果・知見とその意義、次年度以降の課題の明示、研究費の適正な執行、研究成果の公表状況、組織的な活動状況等の観点で評価を行っている。評価結果が極めて芳しくない場合には、採択の打ち切りや研究費の減額などの措置が執られることとなっているが、2016年度の審査においては実績に問題があるケースはなかった。

## 6) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学では、研究活動に必要な研修制度として、ア) 特別研究期間制度とイ) 在外研究を設けている。

### ①特別研究期間制度

この制度は、学年はじめから1年間一切の授業及び校務を免除し、特定の研究課題に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成を行い、研究力を高めることを目的としている。志望者は前年度の5月31日までに研究計画書を学部長に提出する。その後、部局で候補者を決定の上、学長に推薦し、学部長会議の議を経て9月30日までに対象者を決定している。また、当該研究期間終了後においては、1ヵ月以内に研究経過報告書を学部長経由で学長に提出し、2年以内に研究成果を学会誌・本学機関誌に発表することを義務付けている。この制度により、各教員は研究に専念できる期間をまとめて得ることができることから、研究の質を高める機会としては有効なものとなっている。

なお、本制度については、特別研究期間と在外研究の予算上限枠を合算した上で、各部局のニーズに応じて自由に各制度の利用者を選定できるようにしている。

### ②在外研究

本制度は、1年間・6ヵ月・3ヵ月という単位で外国における研究活動を認め、本学における研究の国際化の支援・推進を目的としている。いずれの期間の計画であっても当初計画に応じた期間を限度として延長することができる。志望者は5月31日までに研究計画書を学部長に提出し、6月までに各部局で候補者を決定し学長に推薦の上、学部長会議の議を経て9月30日までに対象者を決定している。

研究期間終了後は、6ヵ月以内に研究経過報告書を学部長経由で学長に提出することを義務付けている。

この研究制度は、本学教員の国際的な研究力を高める研修の機能を果たしている。しかし、特別研究期間でも研究費を海外旅費として使用できるように改正したため、外国での研究活動に特化した制度としての特色は薄れている。また、申請しやすいように短期の制度も設けたため、研究時間のまとまった確保にはつながらず、研究専念義務から現地受

入機関の用務ができない、といった問題点も出てきている。

近年、特別研究期間に海外で研究活動を行う者や、在外研究中に科学研究費による活動を並行して行う者が徐々に増えてきている。これらの制度により研究時間を確保した上で科学研究費等を活用して研究を推進しているということでは、両方の利点をうまく組み合わせることが出来てきているということも可能である。

## 7) 教員個室等の教員研究室の整備状況

### ①個人研究室

本学では、全専任教員に約 20 m<sup>2</sup>の個人研究室と基本的な備品を提供している。使用できるのは開門している時間帯であるが、届出により終夜利用も可能となっており、設備の面からも研究活動の支援に配慮している。また、各部局の個人研究室があるフロアに受付窓口業務を行うパートタイム職員を配置したり、準備室に専任の室員を配置し簡単な研究補助業務も請負ったりするなど、設備面に加えてサービス面での支援充実も図っている。

### ②共同研究室

個人の研究活動を促進する場を提供すると同時に、共同研究活動を促進する場として各部局において 1～14 室の共同研究室も提供している。現在は部局毎に共同研究室を配分してその運営を任せている。

## (2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど 教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

本学は、ティーチング・アシスタント (以下、「TA」) に関して、中央大学ティーチング・アシスタントに関する規程を定め、同規程に基づいて運用しているが、その趣旨は、「本大学大学院に在学する学生をティーチング・アシスタントとして採用し、教育活動に関する補助業務を行わせるとともに、これを通じて当該大学院学生の教育・研究能力の発展に資すること」としている。具体的な TA の業務としては、ゼミの指導・援助や、実験、実習、実技の際の指導・監督が一般的であるが、学部によっては、宿題・(小) レポート・試験等の採点後における入力等の補助業務、試験の監督、履修指導を担当し、本学の教育活動の支援 (補助) 並びに TA となる本人の教育において一定の効果・成果を上げている。

これらの業務の実施にあたっては、TA を組織的に活用するため、学部長の責任下において各々の授業担当者等の指示に基づき、教授会が必要と認めた実験、実習、演習その他教育活動に関する補助業務を行うことで、その活用の適切性を担保している。

他方、大学院研究科における具体的な TA の業務としては、博士後期課程に在学する学生が、博士前期課程または修士課程の授業のうち研究科委員会が必要と認めた実験、実習、演習その他教育活動に関する補助業務を行っている。

TA の採用実績については大学基礎データ (表 2 全学の教員組織) の備考欄の通りであるが、学部・研究科毎に TA を利用できる範囲を定めることになっているため、それぞれの必要度合いに応じて活用の程度に差が生じている状況にある。特に同制度については、専ら予算上の理由から優先順位の高い教育活動に限定した TA の現状規模を維持している。

また、リサーチ・アシスタント (以下、「RA」) については、中央大学リサーチ・アシスタントに関する規程を定め、本学の博士後期課程に在学する学生を RA として採用し、本学が行う研究プロジェクト等の各種研究活動 (以下「研究活動」) に関する補助業務を行わせること

により研究活動の強化・充実を図り、併せて大学院学生の研究能力の向上発展に資することを目的としている。

大学院研究科における RA の採用実績は大学基礎データ（表2 全学の教員組織）の通りであり、研究科による違いはあるものの、いずれも学生の教育研究活動に資すると同時に、教員の教育研究の負担を軽減するものとなっている点でも有効に機能している。

なお、専門職大学院は TA 及び RA に関する制度を有していないため、国際会計研究科においては専任教員がきめ細かに学生の指導・支援にあたっているほか、法務研究科においては教育研究支援室や実務講師が、また、戦略経営研究科においては助教が、それぞれ十全な教育研究支援を行っている。

## 参 考

### 【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 経常的な研究環境の整備に関する本学の強みの一つは、一定の予算規模を持つ多様な（個人あるいは研究プロジェクト対象の）研究費制度を設けていることである。本学の専任教員は、主要他私立大学と比べても一定の水準を超えた経常的研究費を利用可能な状況にある。新任教員に対しても、着任後早期に研究基盤を確立できるよう、基礎研究費の増額・翌年度分の一部前倒し執行を可能とする措置を講じている点は、あまり例がない優れた制度である。

<問題点および改善すべき事項>

- 研究時間を確保する方途が貧弱であることは共有されているものの、改善されていない。2013 年度実施分から特別研究期間と在外研究の候補者選定の仕組みを変更し、両制度の有効活用を図りつつ、まとまった研究時間を確保できるように努めている。しかし、平常時の研究時間の確保においては、入試その他の学内校務だけでなく、カリキュラムの細分化による教育負担等も増加しているため、各部局において教育以外の業務負担を軽減する方策を検討し実行してもらう必要がある。
- 研究費がどの程度学术界や社会へ還元されているかの検証がなされていない。特定課題研究費と共同研究費の成果報告書は 2012 年度採択分より Web で公開しているが、研究活動の結果が、その後どのように発展し、実践し、還元されているかの具体的な検証は不十分である。2014 年度に、本学の研究者情報データベースを利用した分析を試行的に実施したが、基礎的なデータが偏っているため有意な結果は得られていない。
- 社会や大学の環境変化に対して、研究費制度や予算のあり方の対応が追いつかず硬直化している可能性がある。研究費制度レベルでも、制度設計当初の趣旨がさまざまに解釈されるようになってきたり、社会の意識変化に対応できていない扱いが残存したりしているほか、予算を消化することが重視される傾向も見られるところである。また、学内研究費制度を俯瞰した場合に、これらの種類・構成が時代状況及び社会状況に照らして最適なのか、検証する必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 「多様な研究費制度」については、執行ルールの見直し等により分かりやすい制度とす

ることを引き続き検討するとともに、科研費をはじめとする外部資金の獲得に資するよう研究者に活用を促す。

- 「研究時間の確保」については、研究者の声を聞き、まずは学事部研究助成課を中心に実現可能で優先順位の高いアイデアから着手する。
- 「研究費の成果報告の効果的な発信方法とその効果測定」については、学術情報流通の要である本学図書館と研究支援室との意見交換を進め、実現可能な施策を検討する。
- 「学内研究費制度のあり方の見直し」については、現状に対する研究者の声を聞き、より良い制度とするための提案を、学部長会議または研究・教育問題審議会において検討する。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 「多様な研究費制度」については、「研究費使用に関するガイドブック」に各制度をわかりやすく記載するよう努め、ガイドブックの充実を図るとともに、Web サイトにも掲出した。
- 「研究時間の確保」については、大学の使命である教育と研究のバランスを教員自身が計画的かつ積極的そして政策的にとっていけるよう研究助成課員が意識し、支援を行っている。
- 研究費の成果報告の発信については、学術情報リポジトリへの報告書収録のほか、プレスリリースの積極的な活用・実施を行っている。なお、図書館との意見交換の状況としては、DOI (Digital Object Identifier) や ORCID (Open Researcher and Contributor ID) 等、論文に ID をつける動向に係る情報交換等を行うに留まっている。
- 学内研究費制度のあり方の見直しについては、2016 年度に研究・教育審議会研究担当部会に対し、本学における研究環境の充実と研究活動の活性化に資することを目的に「サバティカル制度及び学内研究費のあり方について」との諮問がなされた。年度の下半期以降に諮問がなされたため、年度内の最終答申は困難であることから、2016 年度においては主としてサバティカル制度と学内研究費についての課題・問題点の把握をもとに審議経過報告を行った。2017 年度においては、引き続き同テーマによる諮問がなされており、審議経過報告の内容を踏まえながら、現行の特別研究期間制度や在外研究の制度を融合した新たな研究専念期間制度について審議を行うこととなっている。

#### 【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 経常的な研究環境の整備に関する本学の強みの一つは、一定の予算規模を持つ多様な（個人あるいは研究プロジェクト対象の）研究費制度を設けていることである。本学の専任教員は、主要他私立大学と比べても一定の水準を超えた経常的研究費を利用可能な状況にある。新任教員に対しても、着任後早期に研究基盤を確立できるよう、基礎研究費の増額・翌年度分の一部前倒し執行を可能とする措置を講じている点は、あまり例がない優れた制度である。

<問題点および改善すべき事項>

- 研究費毎に執行ルールが異なっているため、ガイドラインを念頭に置きながら、さらにわかりやすく使いやすいルールとなるよう改善を図る必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 研究費は制度毎に制度趣旨に即した運用ルールが定められているため、混乱や負担の要因

になっているルールを整理し、改善を行う。

## 2. 教員の研究活動が活発に展開されているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 論文等研究成果の発表状況

研究発表の場としての学内定期刊行物は、本学の専任教員の研究成果を掲載するものとして学部・研究科で発行するもの、大学院学生の研究成果を掲載するもの、特定分野の専任教員の研究成果を中心に掲載するもの、研究所等の紀要等、その他の紀要等を刊行しており、本学における発表の場は十分に確保している。さらに、各教員は国内外出版社による著書・学術誌、各教員が所属する国内外の学会及びその機関誌等に発表している。近年の論文等の発表の状況は表9-1、9-2の通りである。

[表9-1 論文等発表件数(年間)] 単位:件

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
全学計	698	819	832	849	892
法学部	43	50	95	91	108
経済学部	77	80	61	105	96
商学部	64	78	90	79	59
理工学部	347	384	407	374	408
文学部	69	78	77	102	95
総合政策学部	28	50	52	36	32
全学連携教育機構	—	1	2	4	—
国際会計研究科	8	6	15	11	11
法務研究科	55	82	21	32	68
戦略経営研究科	7	10	12	15	15

[表9-2 専任教員一人当たりの論文等発表数] 単位:件

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
全学計	0.96	1.13	1.15	1.20	1.26

出所:本学「自己点検・評価マネジメントシステム」(2017年5月1日の数値として登録されているもの)  
 ※数値は本学「研究者情報データベース」に登録の【論文】の件数による

このほか、近年の学会等での発表数は、表9-3、9-4の通りである。

[表9-3 年間の学会等発表数] 単位:件

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
全学計	863	899	1,077	1,279	1,301

[表9-4 専任教員一人当たりの学会等発表数] 単位:件

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
全学計	1.19	1.24	1.50	1.81	1.84

出所:本学「自己点検・評価マネジメントシステム」(2017年5月1日の数値として登録されているもの)  
 ※数値は本学「研究者情報データベース」に登録の【口頭発表】【ポスター】【学術講演】【一般講演】【学会・研究会報告】【講演・口頭発表】の件数による

#### (2) 国内外の学会での活動状況

本学では、教員の学会活動を制度的に支援するために次の制度を設けている。

##### 1) 国内学会旅費支給

国内の学会参加に際して、年度内2回に限り旅費を支給している。ただし、研究発表を行う場合及び特に必要がある場合については、参加回数にかかわらず支給を行っている。

## 2) 学術国際会議派遣費支給

学術国際会議において研究発表または会議の運営に重要な役割を担当するときは、原則として年1回の派遣費を支給している。

## 3) 国内学会開催補助

本学で開催される本学専任教員が関係する学会開催に係る事務経費の一部を、当該学会の参加人数により3万円～15万円の範囲で補助している。なお、本学で開催された学会のうち補助の対象となった学会数は、2012年度：5件(7件)、2013年度：8件(16件)、2014年度：10件(19件)、2015年度：7件(13件)、2016年度：10件(19件)であった(※( )内は事務経費の一部補助は受けていないが施設使用料の減免措置を受けた学会数を含めた件数)。また、2015年度期中から、上記補助の対象になった学会に限って学内印刷室での資料印刷も行っている(費用は学会に請求)。

## 4) 学術国際会議開催補助

国際的な学術会議の日本での開催が従来から要望されているが、当該学術国際会議を主催する国際学術団体または関係国内学術機関が本学での開催を要請している場合において、100万円以内の開催補助費を支給している。

このほか、本学専任教員の学会活動を奨励する意味で中央大学学術研究表彰規程を定め、優れた研究成果を挙げて学会等から賞を受けた教員に対し、その功績を表彰するとともに、学術研究活動の奨励を目的とする表彰制度を設けている。近年の表彰状況は次の通りである。

- 2012年度受賞者 7名 奨励金各10万円
- 2013年度受賞者 4名 奨励金各15万円
- 2014年度受賞者 1名 奨励金各30万円
- 2015年度受賞者 12名 奨励金各10万円(1件につき)
- 2016年度受賞者 11名 奨励金各10万円(1件につき)

## (3) 学内研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

学内の研究助成では、基礎研究費のほか、個人研究支援のための学内競争的研究資金である特定課題研究費、共同研究プロジェクトを支援する学内競争的研究資金共同研究費、及び後述する各教員が所属する研究所の研究活動費があり、これらによって研究プログラムを展開している。

特定課題研究に関しては、採択1年目(2017年度採択分)：40名、採択2年目(2016年度採択分)：47名が助成を得て研究を展開している。

また、共同研究費に関しては、2015年度：5件、2016年度3件、2017年度：1件が助成を得て研究活動中である。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究者のライフワーク研究を支える「基礎研究費」に加え、「特定課題研究費」や「共同研究費」等、学内研究費制度が充実している。



<問題点および改善すべき事項>

- 特定課題研究費や共同研究費の成果報告書を Web 公開しているが、研究期間終了後の展開、教育や社会への還元への寄与度についての組織的な把握が不十分である。
- 本学の研究の柱となる拠点形成に向かう研究、大型の公的研究費等については、研究戦略会議を中心に戦略的な取組みに着手しているが、その前提となる本学の研究活動状況・学術情報発信状況の把握といった「研究 IR (Institutional Research)」を充実させることが急務である。
- 研究推進支援本部を設置し、具体的な施策の遂行を担わせることとしたが、人的、資金的リソースは従来通りである点がボトルネックとなっている。学内研究費を学外資金へ結びつけたり、研究者のマッチングを進めて学際的プロジェクトを組成したり、あるいは研究成果の適切かつ有効な発信をしたりするために、人材と活動経費を充実させることが急務である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 学内研究費の種類毎の金額を学内限定の Web サイト上で確認できるようにするなど、学内研究費の充実度を「見える化」することを、まずは学事部研究助成課を中心に検討していく。
- 上記の方策と合わせて、特定課題研究費や共同研究費を受給した研究者・研究グループのその後の展開の「見える化」として、科研費等の獲得に結びついたかなどを整理し、関連する会議体に報告することを、学事部研究助成課を中心に検討していく。
- 「研究 IR」に必要な要素を調査し、学内の連携や予算化により実現できるかどうかについて、まずは研究支援室を中心として検討していく。
- 安定した研究支援を行うために不可欠な条件を精査し、必要な支援体制を整備するための予算の獲得をめざし、研究推進支援本部として学校法人に対し交渉を行っていく。

**【前年度に設定した対応方策の進捗状況】**

- 学内研究費に係る「見える化」について、研究助成課 Web ページの充実に向け、研究助成課内で検討を進めている。加えて、広報室によるプレスリリースガイドライン説明会（2017年4月）を受け、広報室発信のプレスリリースへも積極的な情報提供を行うことを研究助成課において決定した。
- 特定課題研究費や共同研究費を受給した研究者・研究グループのその後の展開として、科研費等の獲得に結びついたか等を整理・報告は行っていない。未着手の要因は、担当部局において他の業務に時間を割いていたためである。
- 「研究 IR」に必要な要素を調査し、学内の連携や予算化により実現できるかどうかについては、研究推進支援本部にて検討した結果、外注による研究業績分析の実施を研究戦略会議へ提案することとなった。
- 科研費等競争的研究費による研究を行う教員を支援するために、間接経費の執行計画を研究推進支援本部、研究戦略会議にて決定のうえ、予算申請し、予算化している。  
また、研究支援を行うスタッフが支援に集中できるための環境整備として、特定の期間に発生する作業的な業務へのアルバイト採用を実現した。

## 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究者のライフワーク研究を支える「基礎研究費」に加え、「特定課題研究費」や「共同研究費」等、学内研究費制度が充実している。

<問題点および改善すべき事項>

- 特定課題研究費や共同研究費の成果報告書を Web 公開しているが、研究期間終了後の展開、教育や社会への還元への寄与度についての組織的な把握が不十分である。
- 本学の研究の柱となる拠点形成に向かう研究、大型の公的研究費等については、研究戦略会議を中心に戦略的な取組みに着手しているが、その前提となる本学の研究活動状況・学術情報発信状況の把握といった「研究 IR (Institutional Research)」を充実させることが急務である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 研究成果がいずれの研究費を原資としたものであるかを研究者情報データベースに入力するよう教員に働きかけている。このデータを蓄積・分析を行うことにより組織的な把握を試みる。
- 研究 IR については、まずは研究支援室が中心となって他大学やエルゼビア社等が主催する勉強会に参加し、情報収集に努める。

### 3. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 科学研究費の申請とその採択の状況

本学における科研費の申請数（採択数）は、新規・継続を含め、2016年秋に354件（前年度比+18件）の申請を行い、2017年4月に225件の採択（同・+3件）を受けた。助成金額の合計は4億5,298万円（同・+2,327万円）であり、申請件数、採択件数、金額ともに増加傾向が続いている。このことの要因としては、①新任教員や若手研究者を中心に積極的な申請がされるようになってきたこと、②研究支援部署が説明会を複数回実施するとともに、丁寧な申請書の内容チェックを行ったり個別相談会を開催したりしてきたこと、③採択金額より申請件数の増加を優先としてきたこと、などが挙げられる。

また、近年では、教員の身分以外の研究者として職員系列の雇用者や退職教員で特定の学内機関に所属している者が科研費に応募し、採択される件数も増加しており、2016年度は14名が採択を受けている。なお、このような研究者が科研費への申請を希望する場合、任期の定めのない専任教員が受入責任者となり、受入責任者の所属長の承認を得ることを条件に所定の手続きを経て「特定応募資格」を本学が付与することとしており、採択を受けた際の研究活動の遂行や研究費の管理が適正になされるよう十分な配慮を行っている。

過去5年間の申請件数並びに採択件数の増加率は、関東の大手私大の中でも上位に位置すると推測される（JSPSが公表しているH23年度～28年度のデータ比較による）が、増加件数や実際の採択件数ではなお大きな差がついている。ただし、本学の申請状況は今なお理工学部や研究開発機構によるものが過半数を占めており、研究者の大半を占める文系学部・大学院研究科からの申請余地はまだ大きい。また、これまでは申請者を増やすことを重視してきたが、今後は研究体制の高度化（種目のスケールアップ）等に向けた努力も必要である。

## (2) 科学研究費以外の公的研究費の申請・採択状況

多摩キャンパスにおいても、2015年4月より研究推進支援本部とその事務所管となる「研究支援室多摩研究支援課」（学事部研究助成課と兼務）が発足したことから、科学研究費以外の公的研究費の受入れについて、積極的に対応を始めたところである。また、これらの組織改変に先立ち2014年5月にURAを2名（研究助成課、研究支援室各1名）採用し、学内研究者のマッチングや研究資金申請の支援を強化した結果、2016年度には文系学部において、4件約915万円の公的研究費による研究活動が行われた。

[表9-5 2016年度 多摩キャンパスにおける公的研究費の実施状況]

所管	種別	内容
科学技術振興機構（JST）	革新的イノベーション創出プログラム（COI STREAM）	真の社会イノベーションを実現する革新的「健やか力」創造拠点
科学技術振興機構（JST）	戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（RISTEX）	保護と自立のバランスがとれた個人情報保護の法的条件の検討
総務省	戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）	観光客の満足度向上のための情報提供技術の研究開発
野村総合研究所	国際共同研究（内閣府再委託）	人口減少下における経済社会への影響

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 科研費の申請及び採択については、文系学部では2015年秋申請で15名が事実上初めて研究代表者として応募しており、申請者数を増やすための取組みが一定の成果をあげていると見られる。
- 2014年4月に全学的な学外研究資金等の受入規程が制定されたこと、2014年4月にURAを2名（学事部研究助成課、研究支援室各1名）採用したこと、2014年度中に全学的な研究推進体制の構築に向けて学内での議論が深まったことにより、文系学部等においても、学外研究資金による研究活動を実施したい研究者への環境が整備された。その結果、文系学部においても8件約1,603万円の公的研究費による研究活動が行われるなど、若干の公的資金の導入が図られた。

<問題点および改善すべき事項>

- 科研費に対する取組みにおいては、①個人ベースの研究種目から、共同研究種目への発展、高度化を促す取組みが求められる。②初申請者が徐々に増えているとは言え、本学の教員数からすると、文系学部を中心にまだ申請者数の増加を図ることが可能である。
- 研究戦略会議や研究推進支援本部を設置したが、事務体制に大きな変化はなく、多摩キャンパスにおいては学事部研究助成課が研究支援室多摩研究支援課を兼務し、拡大した業務を所管しているため、業務量に見合った人員配置が急務となっている。
- 研究実施機関や研究支援部局が研究費の執行管理、資産管理の実務まで行っている現状を改める必要がある。全学的に行われる活動であるにもかかわらず、研究実施部署、支援部署に過剰な権限と責任が集中しており、極めてリスクが高くなっており、内部監査室、経理部、管財部等の関係部署と現状認識を共有し、業務分担の見直しを検討する必要がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 引き続き、科研費の申請者数を増やすために、説明会の開催や面談を重ねていくなど、現状における取組みを着実に推進していく。
- 文系学部における公的資金の導入支援を強化するため、2017年4月を目処にURAの増員を計画する。
- 学事部研究助成課が研究支援室多摩研究支援課を兼務しているが、現状の拡大した業務に見合った人員増加計画を2017年度に向けて立案する。
- 公的研究費の適正な管理活用に関して監査法人からコンサルティングを受けており、内部統制を適切に行うための権限と責任の分散のあり方を、公的研究費適正使用推進委員会において検討していく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 科研費に係る説明会を7月と9月の2回実施し、約110名の参加があった。また、科研費の申請に向けて行っている面談や申請作成への支援等については、支援を受けた研究者からも採択にあたり有益であった等の肯定的な評価を受けている。
- 文系学部における公的資金の導入支援を強化するためのURAの増員計画については、研究戦略会議での了承を受け、遅くとも2018年度4月を予定している。なお2017年度は研究助成課内の業務切り分け、パートタイム職員増員を実施している。
- 業務拡大に伴う研究支援室多摩研究支援課の人員増加については、2017年4月に専任職員が1名増員となった。
- 公的研究費の適正な管理活用に関して、内部統制を適切に行うための権限と責任体制のあり方を検討し、監査法人からコンサルティングを受けながら規程整備に着手した。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 科研費の申請及び採択については、文系学部では2016年秋申請で17名が事実上初めて研究代表者として応募しており、申請者数を増やすための取組みが一定の成果をあげていると見られる。
- 2016年度の科研費申請数（新規）は、197件となり、前年度181件より16件の増となり、採択数も2016年度は73件に伸び、前年度65件より8件の増となった。新任教員や若手研究者を中心に積極的な申請がされ、特に、若手研究（B）において申請数7件中の6件が採択（多摩）されたことは、若手研究者への丁寧なフォローを心掛け、重点支援した結果が実を結んだものと考えられる。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 科研費に関し、全体としても初申請者が徐々に増えているとは言え、本学の教員数からすると、文系学部を中心にまだ申請者数の増加を図ることが可能と考えられるため、申請件数の特に少ない学部の研究者へのより一層の支援策を検討することが課題である。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 科研費の申請者数を増やすための説明会の開催や面談を重ねていくなど、現状における取

組みを着実に推進していく。

- 文系学部における公的資金の導入支援を強化するため、2017 年度中を目処に URA の増員を計画する。

#### 4. 研究成果の公表、発信の仕組み、知的資産の権利規程等

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

###### 1) 学術図書出版助成

本学では研究成果の公表を支援する措置の一環として「学術図書出版助成」制度を設けており、専任教員または名誉教授の研究成果（共同研究を含む）で、1）専門の学問領域におけるすぐれた研究業績、2）外国の古典その他の文献で、学術的価値の高いものの翻訳、3）古文書、その他の貴重な文献・史資料の翻刻または覆刻、4）その他1）～3）と同等の学術的価値を有し出版に値するもの、のいずれかに該当する出版を対象として助成を行っている。1 件につき 400 万円を限度として総額 1,200 万円の予算を組み、発行部数は 1 件 700 部を上限として、中央大学出版部から出版している。一定水準の予算規模を持つことで、例年有効に利用されてきている。なお、選定にあたっては、各学部等に設置された助成図書審査委員会の審査報告を踏まえて学長が選定する。2016 年度は 3 点を刊行した。

###### 2) 中央大学研究情報システム

研究成果の公表を支援する措置の一環として「学術情報リポジトリ」を 2012 年より公開している。2017 年 5 月現在、40 種の紀要ならびに学位論文を登録し、公開論文数は 4,898 件（その他学内限定公開を含めると、7,364 件）となっている。国立情報学研究所のデータベースとの連携がなされており、多くの閲覧が期待できる。検索エンジン等からもアクセスすることができる。

また、研究者の研究業績情報、現在の研究課題等をデータベース化した研究者情報データベースを運用し公開しているほか、研究者の研究内容を紹介し、産学連携の一助とするための「シーズデータベース」が稼働している。現在、理工学部 197 件、経済学部 4 件、文学部 3 件、総合政策学部 7 件、研究開発機構 9 件のシーズが登録されている。

一方で、URA による個別研究者へのアプローチ及び理工学研究所と提携している外部 TLO である株式会社キャンパスクリエイトによる研究者のヒアリングが順調に進捗している。その結果、学内のデータベースのみならず、キャンパスクリエイト社の Web データベース「オープンイノベーション推進ポータル」への本学のシーズ情報の掲載が進んでおり、2016 年 5 月現在で 13 件の本学シーズが登録されている。

##### (2) 知的資産の権利に関する学内規程の整備状況

本学では、教育・研究と並ぶ大学の大きな使命である「社会貢献」を果たすため、知的財産の創出と適切な管理・活用システムを確立すべく、知的財産に係る産学官の連携、施策を集中的かつ計画的に推進することを目的に、2005 年 4 月 1 日に「中央大学産学官連携・知的財産戦略本部」（Chuo University Liaison and Intellectual Property Management Office 略称：CLIP）を設立し、同時に「中央大学知的財産ポリシー」を定めている。中央大学知的

財産ポリシーは、本学の教職員や学生等によって創出された知的財産の取り扱いに関する基本的な考え方や、産学官連携活動への全学的な取組み姿勢を学内外に示して理解を求め、研究・教育成果の効果的な社会還元をその目的としている。

なお、本学では、本学の研究力を向上させ新たな知の創造と成果の還元により社会に貢献することを目的として、2015年4月1日に「研究戦略会議」を設置しており、これに伴いCLIPは全学的な研究活動に係る連携、施策を集中的かつ計画的に推進することを目的として、「研究推進支援本部」へと発展的に改組している。研究推進支援本部は、CLIPの任務を発展させ、全学的な研究及び知的財産に関する方針を具体化・実施し、研究戦略会議の定める基本方針及び事項に基づいて具体的な任務を遂行することとなっている。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 学術図書出版助成は、年に3～4冊の刊行を目途としている。2014年度を含めて、各年度とも概ね同程度の刊行がなされている。近年は出版不況の影響を受けて、学術書の刊行環境が悪化していることから、大学の助成により学内審査を経た一定水準の学術書を毎年度数件刊行できる環境が整っていることは、優れた点と言える。
- キャンパスクリエイト社のコーディネータによる外部データベースへの掲載が進んでおり、2016年5月現在で13件の本学シーズを登録し、本学のシーズが従来よりも幅広く社会還元している。

<問題点および改善すべき事項>

- シーズデータベースへの登録のメリットが、研究者の間に浸透しておらず、登録済みシーズの更新、新規シーズの登録が停滞している。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 学術図書出版助成制度についても、科研費の研究成果公開促進費と併せて学内広報を行う。
- 研究推進支援本部からのシーズ登録の呼びかけを強化する。特に、新任教員説明会をはじめとする教員を対象とした説明会等の際に、シーズ登録のメリットを積極的にアピールする。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 科研費の研究成果公開促進費（学術図書）制度について、広報室と連携し、学内ポスターを作成したが、学内研究費の学術図書出版助成に関しては、特記すべき取組みはなかった。
- シーズデータベースへの登録促進については、教員全体に呼びかける機会が無かったこともあり、進捗していない。一方で、キャンパスクリエイト社による外部データベース登録により、同社の営業ツールとしての活用が進んでいる。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 学内研究費の学術図書出版助成制度について、ここ数年は発行実績（件数）が低迷してい

る。学内審査を経た一定水準の学術書を毎年度数件刊行できるという制度の趣旨を踏まえ、学内広報の強化等を通じ、積極的な活用を促していく必要がある。

- シーズデータベースへの登録のメリットが研究者の間に浸透しておらず、登録済みシーズの更新及び新規シーズの登録が停滞している。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 効果的な新たな広報手段について検討し、科研費の研究成果公開促進費募集に合せて、学術図書出版助成制度案内を行う。
- 研究推進支援本部からのシーズ登録の呼びかけを強化する。特に、新任教員説明会をはじめとする教員を対象とした説明会等の際に、シーズ登録のメリットを積極的にアピールする。

## 5. 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 研究倫理に関する学内規程の整備状況

##### 1) 公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制

本学における公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制については、文部科学省通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下、公的研究費ガイドラインという）の趣旨に基づき、2014年5月より中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程を施行し、公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制について明確化している。本規程は、本学における公的研究費について適正な管理を行い、公的研究費の不適正の使用を誘発する要因を除去するとともに、学内外からの通報に対する適切な取扱いについて定めることにより、公的研究費が不適正に使用されることのない環境を整備するとともに、本学における研究を促進することを目的としている。

具体的には、学長を公的研究費最高管理責任者（以下、「最高管理責任者」という。）として、また、本学専任教員から学長が委嘱した者を公的研究費統括管理責任者（以下、「統括管理責任者」という。）として、学部長、研究科長、全学連携教育機構長、研究科委員長、研究所長、研究開発機構長及び国際センター所長等をコンプライアンス推進責任者と定め、次のような公的研究費の運営・管理に関わる責任及び権限体制を定めている。

各責任者の責任に関し、最高管理責任者は、「本大学における公的研究費の使用及び管理を統括し、これに関する責任を果たす」、また、統括管理責任者は、「基本方針及び基本方針実施細目にしたがって、公的研究費の使用等の状況を把握するとともに、必要に応じて最高管理責任者に対して、公的研究費の使用等に関する意見を申し述べる」、さらに、コンプライアンス推進責任者は、「当該機関における公的研究費の使用等について、これが適正なものとなるよう、当該機関の啓発を行い、研究者等に公的研究費の使用等について報告を求め、必要に応じて、改善の指示をする」ことを定めている。

2016年度においては、前年度までと同様、「中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程」により設置された公的研究費適正使用推進委員会において、公的研究費ガイドラインにより求められている体制整備の構築についての検討を進め、特殊な役務に関する点検を始めて実施し、該当研究者の特殊な役務の執行に対して、コンプライアンス推進責任者及び当該執行に関して知識を有する者がヒアリングを行い、その結果を同委員会に対して報告を行った。

なお、公的研究費ガイドラインで公表を求められている、本学における体制整備の状況等については、本学公式 Web サイト「公的研究費の管理・監査体制」のページを通じて学外にも公表している。

## 2) 研究活動における不正行為への対応について

本学における研究活動における不正行為への対応については、文部科学省通知「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(以下、不正行為ガイドラインという)の趣旨に基づき、「中央大学における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応に関する規程」(以下、研究倫理規程という)を2016年5月28日付で施行している。本規程は、本学における研究活動上の不正行為の防止及び、学内外からの通報に対する適切な取扱いを含め、研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応についての体制整備等に必要な事項を定め、もって本大学における研究倫理の向上を促進することを目的としている。

具体的には、学長を統括責任者とし、学部長、研究科長、研究科委員長、研究所長、研究開発機構長及び国際センター所長等を研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関する権限と責任を持つ研究倫理教育責任者と定め、所属する研究者等に対し研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならないことを定めており、科研費等の公的研究費採択者を中心に研究倫理教育の受講実施を進めている。また、学内外からの通報に対する取扱いについても、研究倫理規程において、不正行為ガイドラインに定められている項目に則した制度設計を行っている。

2016年度においては、研究倫理規程により設置された研究倫理委員会を開催し、本学における研究倫理体制の構築及び研究倫理の向上等に関する事項についての審議を行った。

## 3) 利益相反マネジメント

2008年4月より、本学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメントポリシーを自主的に策定して広く公表することによって、本学の教職員が利益相反を懸念することなく産学官連携活動を行うことができる環境を整備し、本学の社会的信頼を維持し、産学官連携活動を円滑に推進することとした。本ポリシーにおいては、(1)研究者の自由な教育研究活動と主体的な産学官連携活動を尊重する、(2)教職員が利益相反を懸念することなく産学官連携活動を行うことができる環境づくりを行う、(3)社会から信頼を維持するため、産学官連携活動の透明性を高めるとともに、その説明責任を果たす、ことをその基本方針としている。

また、2011年度からは、全学規程である中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程を策定し、その運用を開始しており、具体的なマネジメントの対象となる連携活動と、これらの対象行為が本規程において定める基準に抵触するか否かを判断する自己確認基準のほか、基準に抵触する場合の相談の仕組みと具体的に対応を行う体制等を定めることで、連携活動とこれを行う教員の職務及び遵守事項との関係を調整し、連携活動に伴う本学の社会的信頼の確保に努めている。

2016年度には、学内組織改編等に関連し、利益相反規程の改正を行い「利益相反マネジメント委員会」の委員構成の変更を行った。従来の学長が委員長を務める体制から、本委員会の主たる審議対象が産学官連携活動と密接な関係があることから、その専門性に鑑み、研究推進支援本部長を委員長とする体制へとして、より実質的な対応を行うことが可能な



体制とした。

現在は当該規程に基づき、本学多摩キャンパス及び後樂園キャンパスにそれぞれ「マネジメント相談員」を配置し、各教員から申し出のあった案件について適切な対応を行っているところである。

#### 4) 生命科学に関する倫理

本学において遺伝子組換え実験及び細胞融合実験を計画し、実施する際に遵守すべき安全確保に関する基準を示すとともに、安全確保の体制を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的として中央大学遺伝子組換え実験等実施規則を制定している。ここでは、学長が安全確保を図るために本学全般に関する事項を司るとともに、理工学部長が実験の安全確保を図るために理工学部に関する事項を司ることを基本としており、学長からの諮問に応じて各種調査に基づいて学長に対する助言及び勧告を行うことを権限・役割とする、本学設置の「安全委員会」との適切な関係性を構築している。さらには、この規則による学長及び理工学部長の職務執行を補佐し、実験の安全確保を期するために安全主任者を置くことにより、遺伝子組換え実験及び細胞融合実験を計画し、実施する際に遵守すべき安全確保を行うための適切な活動・運営を担保する実施体制を構築し、これによって実験の安全かつ適切な実施を図っている。

他方、人を対象とする研究における研究倫理に関する取り決めについては、保健体育研究所において保健体育研究所研究倫理委員会を2008年度に設置し、研究員の活動を対象として「ヒトを対象とする研究」に係る審査を行っているほか、理工学部において「人を対象とする研究」倫理審査委員会を2011年度に設置し、人を対象とする研究を推進することができるようになっている。理工学部では、暫定的に理工学研究所及び研究開発機構からの審査依頼に対応することで、理工学部以外の部局の教員の研究計画についても審査できるよう方策を講じている。現状の運用に関し、保健体育研究所については、年間4回の委員会開催を前提として、委員会開催の前に事務所管となる保健体育研究所事務室から対象となる研究員に対し「ヒトを対象とする研究」がある場合には当該委員会への申請を行うよう依頼し、申請があった場合に委員会を開催し、必要な審査を行っている。また、理工学部については、事務所管となる理工学部事務室から、対象となる組織の教員に対し「人を対象とする研究」がある場合には、当該委員会への申請を行うよう依頼し、その申請に基づき年2回程度委員会を開催して、適宜、当該教員に対する必要な改善アドバイス等を行うようにしている。

#### 5) 安全保障輸出管理

昨今、大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出管理の重要性が高まり、先端の研究開発を行う大学や公的研究機関においても適切な輸出管理を行う必要性が高まっていることに鑑み、本学では「中央大学における安全保障輸出管理のための学部長会議申し合わせ」を2007年1月から実施している。この申し合わせは、理事長の指示の下で、大量破壊兵器等の製造・開発に転用されるおそれのある貨物や技術に関連し得る研究分野を中心として、不用意な貨物の輸出や技術の提供が行われないよう、本学において管理的確に行うことを目的としている。

また、軍事転用可能なデュアル・ユース技術への対応については2016年度に研究戦略会議において検討を行い、本学としての「軍事的安全保障研究」に対する対応を学内外に表

明することを目的とした「軍事的安全保障研究に関する研究活動について」を以下の点をポイントとして策案した。

- ①中央大学は、日本学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」を尊重する。
- ②現在の枠組みで実施される防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」への申請や、国内外の軍事を所管する公的機関からの研究費等の資金の受け入れは、当面の間実施しない。
- ③日本学術会議や各学協会の今後の検討を注視しつつ、本学においても、軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究の取扱いや、研究の適切性について、研究戦略会議において議論を重ねる。

なお、本件については、ことの重要性に鑑み、各教授会の意見を集約したうえで改めて研究戦略会議で審議、決定することとしている。

## (2) 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

制度化に至った研究倫理に係るシステム（中央大学遺伝子組換え実験等実施規則、中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程等）については、それぞれ審議・運営の方法を規程またはそれに準ずる形式により定めており、これに即した適切な運営がなされているが、上述した「人を対象とする研究」の全学的な審査体制の構築を含め、今後、将来的に必要となってくるリスクマネジメント体制の構築に向けても情報収集を継続する必要がある。

現在、研究戦略会議においては、「中央大学における人を対象とする研究倫理指針（案）」及び「中央大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程（案）」を懇談事項として挙げ、全学的な運用体制について議論を進めている。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制に関して、文部科学省によるフォローアップ調査の総合所見として、「継続しての、公的研究費の管理・監査体制についての不断の改善」を求められている。2015年度までに早急に策定したガイドラインにより求められている体制を持続可能なものとするための活動が必要である。
- 研究倫理規程が制定され、本学における不正行為ガイドラインへの対応にあたっての基本部分が決まったが、研究倫理委員会を中心に検討を行い、必要な施策決定等を迅速に行っていく必要がある。しかしながら、決めるべき項目が多岐に渡るため、進め方においても、注意深く議論をすることが必要になる。なお、秋以降に文部科学省による履行状況調査等も予定されているため、同調査への対応も考慮しながら、体制整備を迅速に進めることが肝要である。
- 安全保障輸出管理は理工学部の内規として運用されており、全学的なリスクマネジメント体制が整っていない。特に、留学生に関する対応は潜在的に大きな問題であるが、本学としては未対応である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 公的研究費適正使用推進委員会で策定した「2016年度 中央大学不正防止計画」に定

めた不正防止策を実施しつつ、関係部署が十分に連携して、各研究者への対応を密に行うことにより、各防止策の実施率（例：誓約書の提出率、説明会への参加率等）を高める。また、2015年度に粗方の問題点抽出を行ったコンサルティングについて、2016年度も継続して実施することにより、問題点を解消するための具体的な施策を実施する。

- 新しい制度の導入等が必要になることが想定されるため、研究倫理委員会における決定事項を迅速に学内展開していくための仕組み作りの検討を行い、不正行為ガイドライン・履行状況調査で求められている体制整備を早急に進めていく。
- 安全保障輸出管理について全学的な対応が取れるよう、研究戦略会議で方針を検討する。また、留学生については国際関係の部署と連携し、対応を検討する。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 公的研究費の適正使用に向けては、関係部署の連携のもと、「2016年度 中央大学不正防止計画」に定めた不正防止策を実施し、研究者からの誓約書に関しても2017年1月末時点で約9割以上の提出を受けており、未提出者に対する督促等も実施している。  
また、研究者へのコンプライアンスに関する情報の一層の周知を図ることを目的とし、説明会で配布していた「公的研究費適正使用ハンドブック」の内容を、全研究者へ配布している「研究費使用に関するガイドブック」へ合冊を行った。  
なお、継続実施としたコンサルティングについては、本学における公的研究費の執行ルール制定に向けて、調達・旅費といった項目に関する対応検討を踏まえての規程整備についての検討を継続的に行っている。
- 研究倫理に係る課題に関しては、関係部署の連携のもと、「学内における研究倫理教育実施体制の構築」及び「剽窃チェックソフトの導入」に関する審議を優先的に実施した。研究倫理委員会の審議において、本学専任の研究者に対する研究倫理教育の実施に関しては大凡の方向性を決めることができている。併せて、大学院学生や非専任研究者に対する実施に関しては継続して審議を行っているところであるが、このうち大学院学生が作成する博士論文等については2017年度より剽窃防止ソフトを導入したチェックを開始している。  
また、2017年3月末には、「『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』に基づく取組状況に係るチェックリストの結果を踏まえた対応等」として、文部科学省より不備対応の指摘を受けた件についても対応を行った。
- 安全保障輸出管理に係る対応として、理工学部において、一般財団法人安全保障貿易情報センターから講師を招き、主に事務職員・実務担当者を対象としたセミナーを行った。その際、国際センターから参加者を募ることで、留学生に対する意識付けの一步となった。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 研究者による公的研究費の執行に関するルールの統一の検討に関して、公的研究費執行規程（仮称）の整備を進めているが、長年の慣例によって処理を行ってきた部分と、国の各種公的研究費制度の多様化等に伴う制度複雑化の間で、本学・研究者・事務担当者のそれぞれにおいて最善となるような規程の整備を進める必要がある。  
一方で、公的研究費適正使用推進委員会を中心とした、本学における公的研究費の運営・管理体制についての諸政策は二周目・三周目となるものも増えてきたので、形式的な対応と

なってしまうないように実施を進める必要がある。

- 2016年度から研究倫理委員会を設置し、本学の体制整備に必要な検討を始めたが、その検討対象の範囲・内容ともに相当に大きなものとなっているため、より迅速に検討を進める必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 研究者による公的研究費の執行に関するルールの一統一に関しては、コンサルタントとの検討結果を基本とし、人事部・経理部・管財部との折衝を行った上で、2017年度中には制度化を行い、2018年度からは運用を開始することを計画している。

委員会における審議事項については、不正防止計画の制定・実施の継続、特殊な役務に対する点検の実施等を適宜進め、本学における公的研究費の運営・管理に関する体制を盤石なものとするよう努める。

- 研究倫理委員会の審議事項のうち、実際の検討は大学院や研究所で実施した方が現実的な審議が行える項目が多数含まれている。委員会が学部・大学院・研究所といった各機関からの選出された委員で構成されているため、研究倫理委員会で審議する項目と各組織において詳細を審議する必要がある部分を明確にして対応を行うこととしたい。なお、全学的な決定が必要な事項として、「研究者の行動規範」の作成及び「研究資料等の保存に関するガイドライン」の策定については優先順位を高めて、2017年度中には学内外へ公表できるよう対応を行う。

